

市と事業者との包括連携協定締結に関する  
ガイドライン

上尾市

# 目次

1	本ガイドラインについて	・ ・ ・ ・ ・	p1
2	包括連携協定について	・ ・ ・ ・ ・	p2
3	締結の要件	・ ・ ・ ・ ・	p3
4	締結までの流れ	・ ・ ・ ・ ・	p5
5	締結後の流れ	・ ・ ・ ・ ・	p6

## 1 本ガイドラインについて

本市では、第6次上尾市総合計画において、「みんなで作る みんなが輝くまち あげお」を将来都市像とし、持続可能な上尾市の実現に向けて様々な取り組みを実施しております。

地域社会や市民ニーズが多様化する中、時代の変化に柔軟に対応していくためには、事業者や大学等と協働し、それぞれの特性を生かした包括的な取り組みが大切です。

本ガイドラインでは、社会・地域課題の解決に対する意欲と実行力のある事業者と市が持続可能なまちづくりを推進するため、包括連携協定の考え方や運用について定義するものです。

### ◆本ガイドラインにおける用語の定義

#### ●事業者

事業活動及び公共活動を行う企業、法人その他団体であって、国及び地方公共団体以外の団体

#### ●協定事業者

包括連携協定を締結した事業者

#### ●連携事業

協定事業者が、地域の課題解決に向けて行う役務の提供、物品の貸与その他これらに類する行為を行い、市と協働で実施する事業

## 2 包括連携協定について

本市における包括連携協定では、従来の事業者の善意による CSR (Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任) にとどまらず、事業者の成長と社会課題の解決を同時に達成する CSV (Creating Shared Value: 共通価値の創造) の考え方にに基づき、地域課題の解決や市民サービスの向上等に向けて、相互に連携事業を推進して参ります。

市の財政負担を抑えつつ、それぞれが持つリソースやノウハウを活用し、行政とのパートナーシップを通じて、固定的な枠組みにとらわれず、柔軟性を持ちながら新たな可能性を形にしていくことで、ともに市と協定事業者の魅力を伸ばし、持続可能なまちづくりを目指します。

なお、特定分野での連携事業を実施するために締結する個別連携協定とは異なります。

### ◆CSR と CSV の違い

項目	CSR (企業の社会的責任)	CSV (共通価値の創造)
目的	社会貢献・倫理的責任	社会課題の解決と経済的利益の両立
事業などの位置づけ	利益の一部を社会に還元	社会課題をビジネス機会として活用
活動の例	寄附、ボランティア	地域活性化事業、新規ビジネス開発
影響	一時的な貢献	持続可能な成長と競争力強化

### ◆包括連携協定と個別連携協定の違い

種別	概要	対応窓口	要件
包括連携協定	多岐にわたる分野において包括的に相互協力した取り組みを行うための協定	市民協働推進課	本ガイドラインによる
個別連携協定	個別具体的な事業を実施するために締結する協定 (例) 災害時の応援協定等	担当課	担当課にて判断

### 3 締結の要件

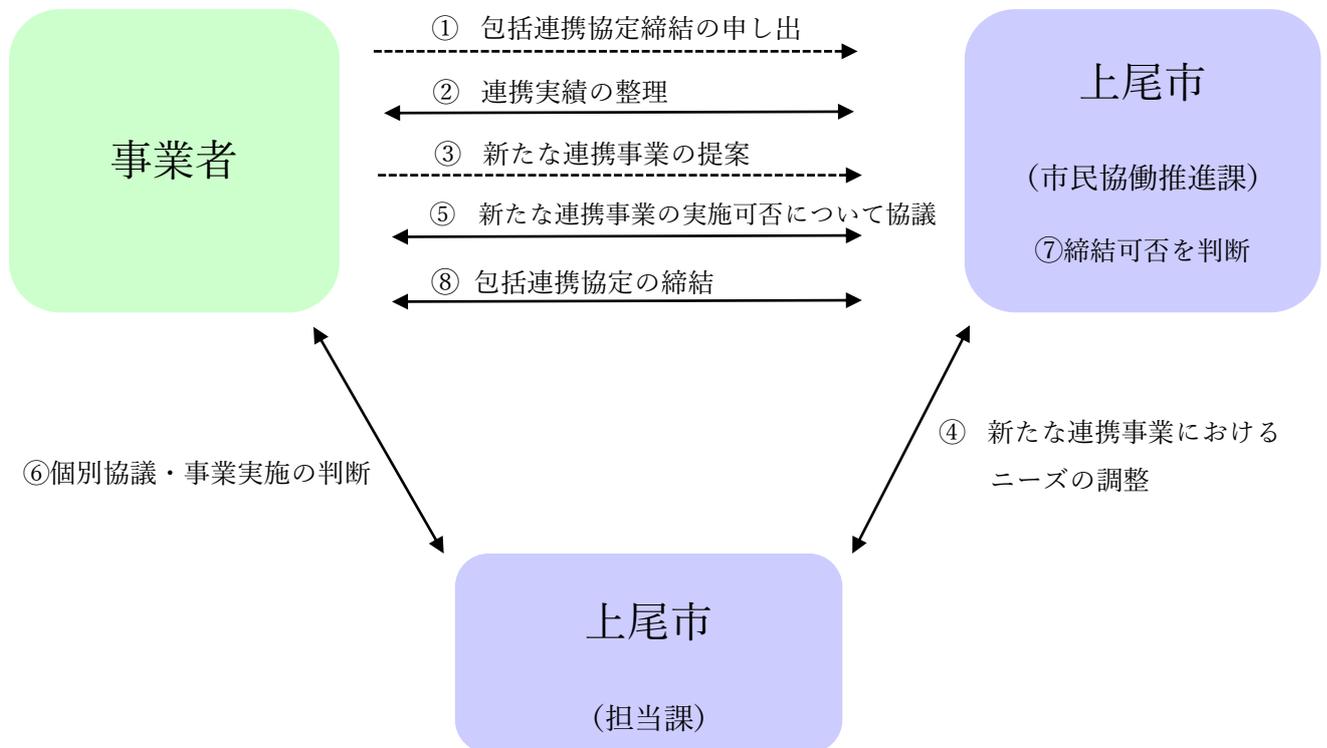
包括連携協定の締結にあたっては、以下のすべてを満たすことを要件とします。

- (1) 社会・地域課題の解決や市民サービスの向上を本市との共通目標として捉え、その達成に向けて、自らの資源を活用し、連携していく意欲があること
- (2) 3以上の連携事業を実施（予定を含む）していること
- (3) 以下のうち、3以上の分野に係る連携事業を実施（予定を含む）していること
  - ① 健康増進に関すること
  - ② 高齢者福祉・障害者福祉に関すること
  - ③ 結婚・出産・子育て支援に関すること
  - ④ 学校教育・生涯学習に関すること
  - ⑤ 文化・スポーツに関すること
  - ⑥ 危機管理に関すること
  - ⑦ 生活安全・生活衛生に関すること
  - ⑧ 地域経済の活性化に関すること
  - ⑨ 環境に関すること
  - ⑩ その他、市民サービスの向上に関すること
- (4) 本ガイドラインに基づき、本市と継続的に対話し、積極的に連携事業を実施できる事業者であること
- (5) 以下に該当する事業者でないこと
  - ① 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる事業者
  - ② 会社更生法及び民事再生法等による手続き中である事業者
  - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員が役員または代表者として若しくは実質的に経営に関与している事業者
  - ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている事業者
  - ⑤ 公租公課を滞納している事業者
  - ⑥ 本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている事業者
  - ⑦ 本市の指名停止基準による指名停止を受けている事業者
  - ⑧ その他、包括連携協定の対象としてふさわしくない事業者

(6) 以下に該当する事業でないこと

- ① 専ら事業者等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とする事業
- ② 法令等で製造、提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受けていない役務、商品を提供する事業
- ③ 法律に定めのない医療類似行為に係る事業
- ④ 政治的又は宗教的目的を有する事業
- ⑤ ギャンブルに係る事業（公営事業を除く。）
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各号に規定する営業を行うもの
- ⑦ 人権侵害のおそれがあるもの又はこれに類する事業
- ⑧ 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのある事業
- ⑨ その他、連携事業としてふさわしくないと市が判断した事業

#### 4 締結までの流れ



- ① 事業者が、包括連携協定の要件を確認した上で、市（市民協働推進課）に協定の締結について申し出ます。市は申し出を受け、内部で協議をします。  
※すでに多数の分野において連携実績がある場合には、市から申し出ることがあります。
- ② 連携実績を整理します。
- ③ 事業者から市（市民協働推進課）に対して、新たな連携事業の提案を行います。
- ④ 市（市民協働推進課）から、市（担当課）に対して、③の提案事業における市のニーズ及びその他連携を希望する事業の調査を行います。
- ⑤ ④の結果を踏まえ、新たな連携事業の実施可否について協議を行います。
- ⑥ ⑤の協議の結果、実施可能性のある連携事業について、事業者と市（担当課）で必要に応じて個別に事業の詳細協議を行い、事業の実施可否を判断します。
- ⑦ 市において上記の内容等を踏まえ、包括連携協定の締結の可否について、市長が最終的な判断を行います。
- ⑧ 包括連携協定の締結が可能と判断された場合には、協定の内容を協議したうえで、協定を締結します。

※包括連携協定の締結に至らなかった場合でも、市（担当課）と事業者で協議の上、必要に応じて個別連携協定を締結する等して連携事業を実施することは可能です。

## 5 締結後の流れ

### (1) 包括連携協定における定例会議等

包括連携協定の締結後、本市と協定事業者が継続的に連携し、関係性を強化していけるよう、個別定例会議\*を開催し、定期的に対話の機会を確保します。

### (2) 年間スケジュール

毎年4～5月に個別定例会議\*を開催し、協定事業者は当年度の連携事業（新規事業を含む）を一括で提案するものとします。（参照：【パターン1】）

また、市の財政負担を伴う連携事業は、提案のあった年度を基準に翌年度の提案事業として調整します。（参照：【パターン2】）

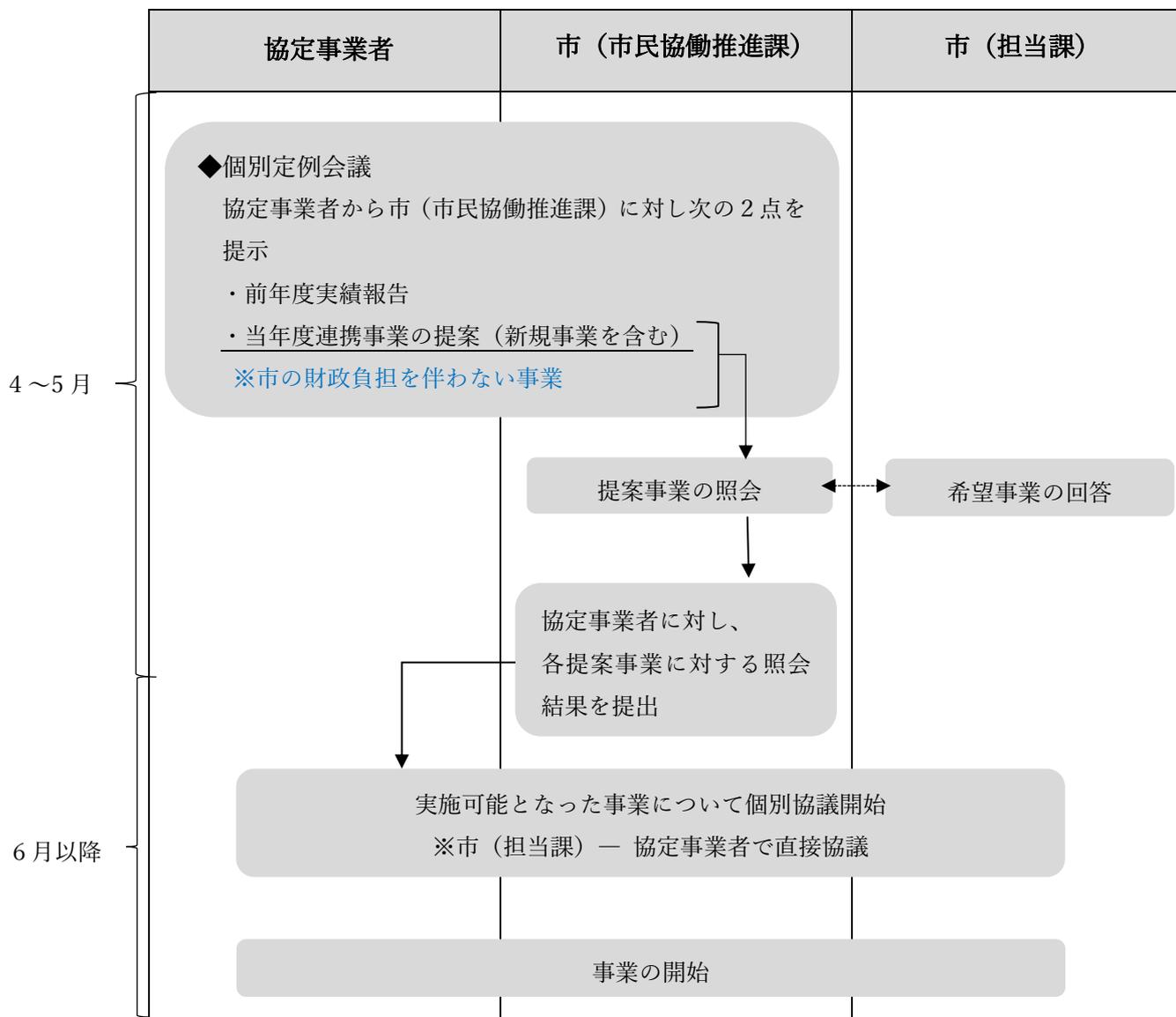
なお、個別定例会議\*後に市（担当課）または協定事業者より連携事業の提案があった場合には、随時市（市民協働推進課）で受け付けし、調整します。（参照：【パターン3】）

#### \* 個別定例会議（4～5月に開催）

市（市民協働推進課）と協定事業者ごとに個別に対話し、前年度の連携事業に対する評価や改善点等について振り返ります。

また、当年度の連携事業（新規事業を含む）を一括で提案するものとします。

【パターン1】 市の財政負担を伴わない連携事業の実施スケジュール



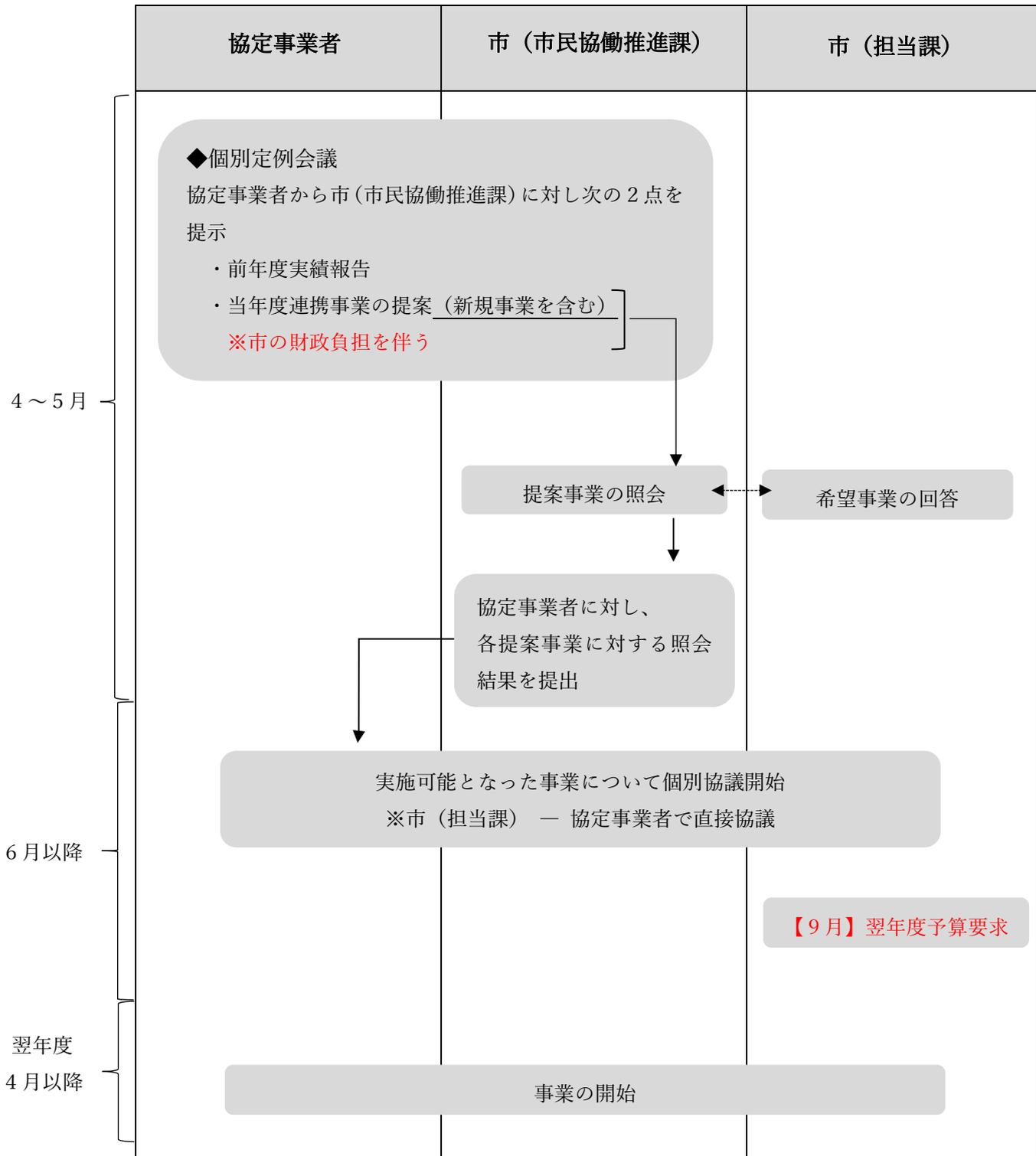
【凡例】

 提案事業実施に向けて関わる範囲

 調整の方向

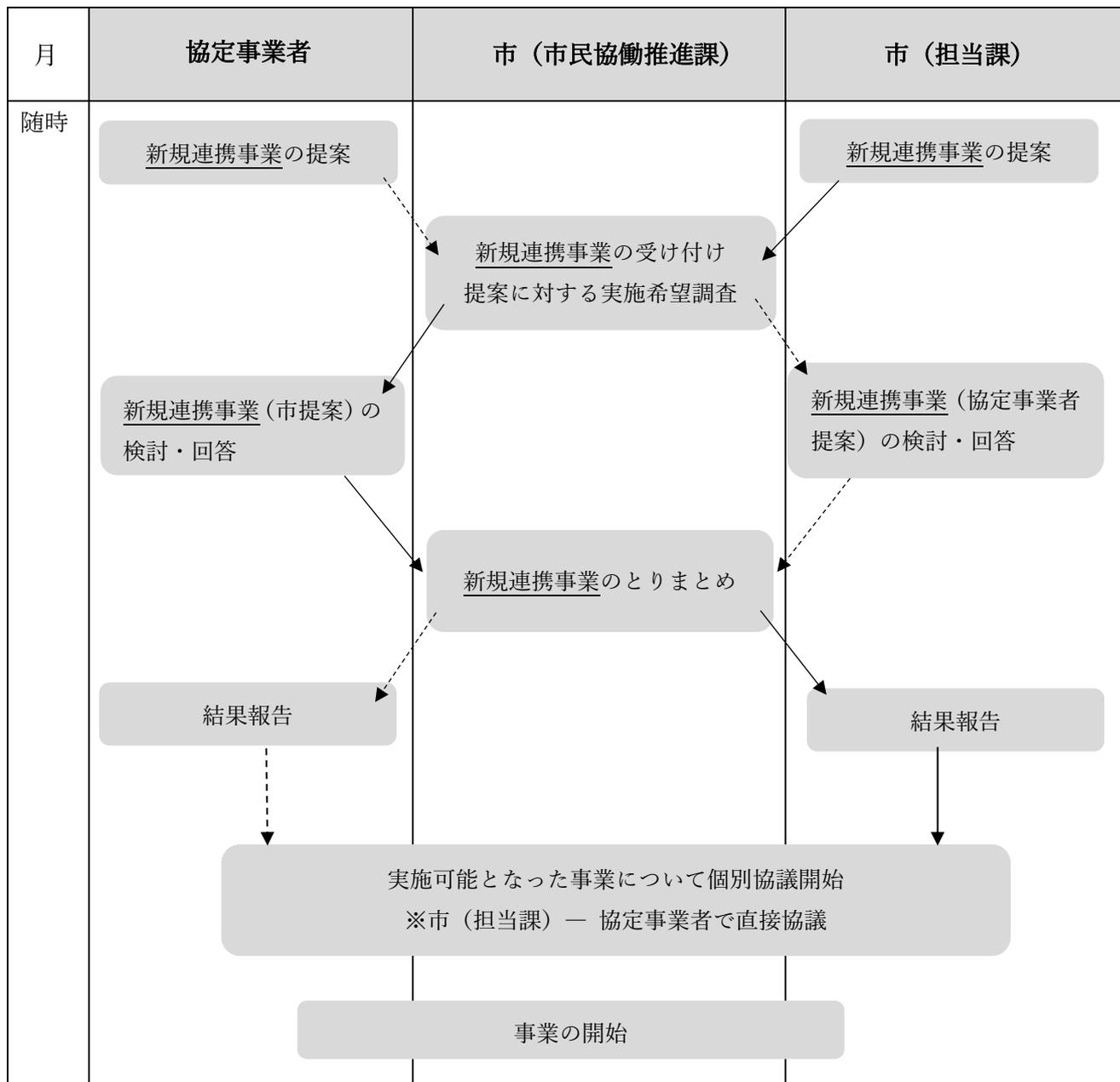
【パターン2】 **市の財政負担を伴う**連携事業の実施スケジュール

原則、翌年度の連携事業として調整します。



**【パターン3】個別定例会議後に新規連携事業の希望があった場合**

個別定例会議後に市（担当課）または協定事業者より、新規連携事業の提案があった場合には、随時市（市民協働推進課）にて受け付けし、調整します。



**【凡例】**

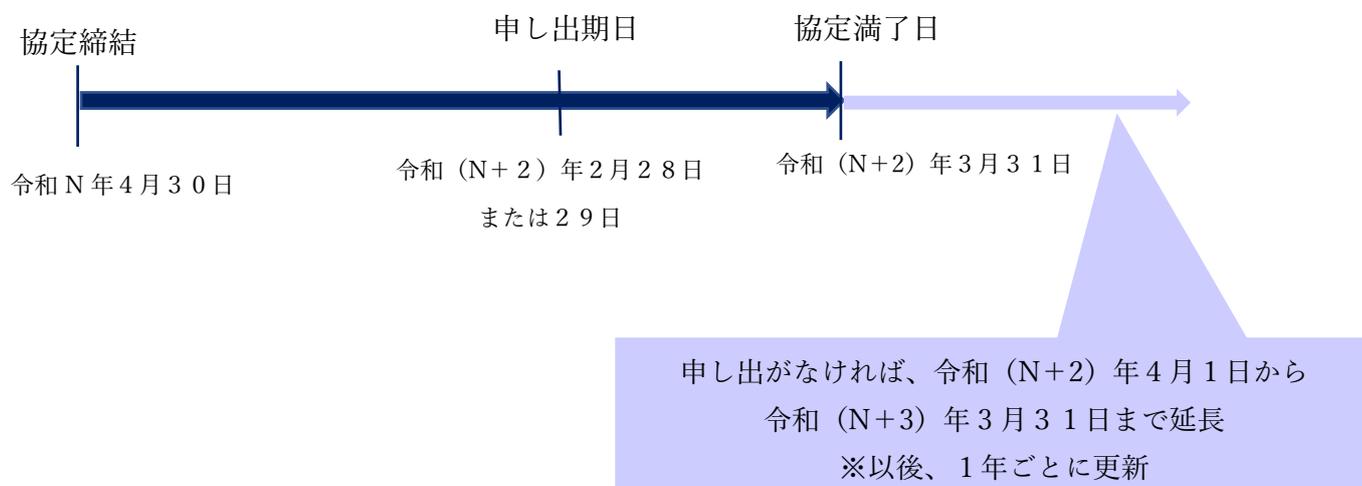
-----> 協定事業者より提案

————> 市（担当課）より提案

### (3) 包連携協定の有効期限

包連携協定の有効期限は、締結日から翌年度3月31日までとし、期間満了日の1カ月前までに申し出がない場合には、当該期間満了日の翌日から起算して1年間更新するものとします。

【例】 令和N年4月30日に包連携協定を締結した場合



### (4) 包括協定の解除

以下の条件に合致した場合、包連携協定を解除することができるものとします。

- ① 2年以上連携実績がない、かつ将来的にも連携可能性が低いと判断した場合  
なお、協定事業者が事業の提案をしたにもかかわらず、市の都合により事業を実施できなかった期間は、連携実績がない期間の算定に含めないものとする。ただし、この事実については定例会議等で双方の確認を経ていることを要する。
- ② 包連携協定締結の要件を満たさなくなった場合

附則

(施行期日)

- 1 このガイドラインは、令和8年4月1日から施行する。